

英国におけるバスターミナルのイコールアクセスへの取組

規制緩和後に参入した事業者が長距離バス事業に失敗した最大の理由： 主要バスターミナルへの乗り入れの問題

- ・1980年交通法による規制緩和後、ナショナルエクスプレス(国有バス事業を引き継いだ「全国バス会社」の子会社で、急行サービスを行うもの)は、競合する新規事業者の自社ターミナルへの乗り入れを禁止。
- ・従来はターミナルへの乗り入れを許されていた事業者がナショナルエクスプレスとの競合サービスを開始した場合、ナショナルエクスプレスは、その事業者のターミナルからの退去を要求。
- ・仮に独立系事業者自らによるターミナル建設が可能であったとしても、その場所や利便性を広告するのに時間とコストが必要。
マーケティング上の不利を承知で路側の乗降場所を使用することはできるが、ロンドンなどの大都市では、路側乗降場に使える場所も限定的。

このため

1985年交通法は、バスターミナル問題が競争上のボトルネックとなることを防止するため、自治体等が所有する公有ターミナルに関して、使用料や利用時間配分などの側面で、事業者間の差別的な扱いを行うことを禁じた(「イコールアクセス」に関する規定)。

また、1985年交通法によって、民有のバスターミナルも競争法・公正取引法の対象に含められ、公正取引庁の判断に従い、ターミナルを所有するバス会社は、他社の乗り入れを許可する方法を順次変更していった。